

川崎市上下水道局規程第12号

川崎市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋 之

川崎市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

第11条第3項中「、9、14及び16」を削る。

別表第3の2の項中「母子保健法」の次に「（昭和40年法律第141号）」を加え、同表の3の項中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病」に改め、同表備考を次のように改める。

- 1 「1の年」とは、休暇年度をいうものとする。
- 2 「通勤」とは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項又は川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）第2条の2に規定する通勤をいうものとする。

別表第5の3の項中「災害時」を「災害又は交通機関の事故等」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。